

十年ニ當ルト云ヘリ。○下、
略

〔信長公記十一〕天正六年五月十三日、信長公可被成御動座候旨、被仰出候處、十一日巳刻より雨つ
よく降、十三日午刻迄夜日五日雨あらくふり續、洪水生便敷出候て、賀茂川、白川、桂川一面に推渡
し、都の小路々々、十二日十三日兩日者、一ツに流、上京舟橋之町推流、水に溺人餘多損死候也、村井
長門新敷被懸候四條之橋流れ、ケ様に洪水にて候へども、今迄信長公御出陣と候へば、御日取之
日限相違無御座に依て、御舟にても可被成御動座歟之儀を存知、淀、鳥目、宇治、眞木之島、山崎之者
共數百艘、五條油之小路迄、櫓械を立て參此等趣言上之處、不斜御祝著候也、

〔吉備烈公遺事〕承應三年甲午の秋、備前洪水に而、橋は諫筐橋只二つ残り、其餘皆流れしほどに、百姓の危難中々云計なし、公倉を發して賑濟せさせ給ひ、尙及がたかりしかば、大に患ひ思召て、とかく是予が政事の不善なるによりて、天の戒させ給ふ成べし、罪なき百姓の此災にかゝる事、悲はあまりありとて、寢食をさらに安せ給はざりしかば、熊澤助右衛門御前に出て、此事を議しけるに、臣に一つの策の候、江戸に參りて天樹翁主になげき申なば、捨置せ給ふべきに非ずとて、頓て直に備前を立て、かくと申されしかば、翁より公方に申こはせ給ひ、金四萬兩かし賜りしかば、是より錢にかへて、封疆を四方に運びて分ちあたへらる、政事に從ふ人の中にも、民の二度三度に及て錢米をわくる有如何して改むべきといひしを聞召、事遅くば民共難陥いと遍かるべし、いく度なり共、わかつあたへよとぞ仰ける、

〔視聽草五集七〕寛保洪水記

寛保二年壬戌八月朔日、大風雨洪水記之、古より百年幾無例大變云々、同四日又大雨大水、湛事十餘日、

八月朔